第10　税　制

1　国　税

税　目	根拠法令条項	内　容
法 人 税	法§２①六 法§２①七	○　定義 ①　生活衛生同業組合（非出資）及び生活衛生同業組合連合会（非出資）は，別表第２（公益法人等）に掲げられている。 ②　生活衛生同業組合（出資）及び生活衛生同業組合連合会（出資）並びに生活衛生同業小組合は，別表第３（協同組合等）に掲げられている。
	法§22②③	○　加入金 加入金については所得の計算上の益金及び損金には算入しない。
	法§37⑤ 令§73①三ハ	○　みなし寄附金の特例 公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからのうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は寄附金とみなし，当該収益事業所得の金額の20%までは損金に算入することができる。
	法§57	○　欠損金の繰越控除 青色申告書を提出した事業年度において欠損金が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除できる。
	法§60の２①	○　協同組合等の事業分量配当等の損金算入 協同組合等が各事業年度において出資する組合員その他の構成員に対し，その者が当該事業年度中に取り扱った物の数量，価額，その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額は損金に算入する。
	法§66 租特法 §42の3の2①	○　税率 基本税率23.2% ・中小法人（資本金１億円以下）の軽減税率 15%(年800万円以下)、23.2%(年800万円超) ・公益法人等，協同組合等の軽減税率 15%(年800万円以下)、19%(年800万円超)
	法§80 租特法 §66の12	○　欠損金の繰戻還付 青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、欠損金の繰戻還付の適用を受けることができる。
	租特法 §44の３	○　共同利用施設の特別償却 出資組合である生活衛生同業組合若しくは生活衛生同業小組合が設置する共同利用施設で生衛法に基づいて厚生労働大臣の認定を受けた振興計画に係るものについては，６%の特別償却（取得価額要件;400万円以上）を認める（令和5年3月31日まで)。 ※主な対象設備；例　①　研修施設（美容・すし等） ②　クリーニングの共同工場 ③　共同配送設備
	租特法 §57の５	○　異常危険準備金 出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会が生衛法の規定による責任準備金の積立てに当たり，保険又は共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため，異常危険準備金として積み立てた時は、その積み立てた金額は当該事業年度の所得の金額の計算上、損金に算入する。
	租特法 §57の９	○　中小企業貸倒引当金の特例 資本金１億円以下の法人の貸倒引当金の繰入限度額の計算について

<table>
<tr><td></td><td></td><td>は，通常の引当金限度額の割増率（10%）に対して１年ごとに５分の１ずつ縮小した率による割増を認める経過措置を講ずる（令和5年3月31日まで）。</td></tr>
<tr><td></td><td>租特法
§61の４</td><td>○　中小法人の交際費課税の特例
　交際費課税について，消費の拡大を図る観点から，飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く）の50%を損金算入できることとするとともに，中小法人に係る交際費の損金算入の特例（800万円まで全額損金算入）とする（令和6年3月31日まで）。</td></tr>
<tr><td></td><td>租特法
§56</td><td>○　中小企業事業再編投資損失準備金
　事業承継等事前調査（DD※の内容）に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に（取得価額10億円以下に限る）株式等の取得価額として計上する金額（取得価額、手数料等）の70%以下の金額を準備金として積み立てた時は、その事業年度において損金算入できる（令和6年3月31日まで）。
※DD（デュー・デリジェンス）：M&Aを実施するにあたって、買手企業が売手企業に対して、財務や法務の状況について詳細に調査すること。</td></tr>
<tr><td>所　得　税
法　人　税</td><td>租特法
§10の３
§42の６

§52の２</td><td>○　中小企業投資促進税制
　中小企業者等が一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等し、指定事業の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却又は７%の税額控除が選択適用できる(令和5年3月31日まで)。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。
<table>
<tr><td>対象設備</td><td>取得価額要件</td></tr>
<tr><td>機械装置</td><td>１台又は１基の取得価額が160万円以上</td></tr>
<tr><td>測定工具・検査工具</td><td>１台又は１基の取得価額が120万円以上
（１台又は１基の取得価額が30万円以上かつ事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）</td></tr>
<tr><td>一定のソフトウェア</td><td>一のソフトウェアの取得価額が70万円以上
（事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む）
　※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く</td></tr>
<tr><td>普通貨物自動車</td><td>車両総重量3.5トン以上</td></tr>
<tr><td>内航船舶</td><td>取得価格の75%が対象</td></tr>
</table>
※中古品、貸付の用に供する設備は対象外</td></tr>
<tr><td></td><td>租特法
§10の５の３
§42の12の４</td><td>○　中小企業経営強化税制
　中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（※）が選択適用できる(令和5年3月31日まで)。
※資本金3,000万円超１億円以下の法人の税額控除率は7%
<table>
<tr><td>類型</td><td>要件</td><td>確認者</td><td>対象設備（※１～３）</td><td>その他要件</td></tr>
<tr><td>生産性向上設備（A類型）</td><td>生産性が旧モデル比平均１%以上向上する設備</td><td>工業会等</td><td rowspan="2">・機械・装置
（160万円以上）

・工具
（30万円以上）
（A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）

・器具・備品</td><td rowspan="2">・生産等設備を構成するもの
※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しま</td></tr>
<tr><td>収益力強化設備（B類型）</td><td>投資収益率が年平均５%以上の投資計画に係る設備</td><td>経済産業局</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

デジタル化設備（C類型）	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上）（A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	せん。（※４） ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
経営資源集約設備（D類型）	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			

※１　発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。
※２　医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。
※３　ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く。
※４　働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合がある。

	租特法 §67の5	○　少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 　中小企業者は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、即時償却を認める（令和6年3月31日まで）。 ※令和４年４月１日以降に取得して、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は対象外
	租特法 §10の5の4 §42の12の5	○　賃上げ促進税制（名称変更前は「所得拡大促進税制」） 　青色申告書を提出している中小企業者等が、雇用者給与等支給額を前事業年度比で1.5%以上増加させた場合に、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額や所得税額から控除できる。 　また、雇用者給与等支給額を前事業年度比で2.5%以上増加させた場合は控除率を15%加算して、教育訓練費の額を前事業年度比で10%以上増加させた場合は控除率を10%加算できる（令和6年3月31日まで）。 　※要件をすべて満たす場合は、控除率は40%となる 　※控除額は、法人税額等の20%が上限
贈　与　税	租特法 §70の６の８	○　個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度 　個人事業者が贈与により事業用資産を取得し、事業を継続していく場合の課税の特例措置 　認定受贈者が、平成31年１月１日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する。
相　続　税	租特法 §69の4	○　小規模宅地等の課税価格の計算の特例 　個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合の被相続人等の事業の用もしくは居住の用等に供していた宅地等の課税の特例措置 ①　居住用宅地（330㎡）　80% 　※平成27年1月1日以後の相続・遺贈については、居住用宅地と事業用宅地（不動産貸付を除く）の完全併用が可能 ②　事業用宅地等 （不動産貸付の用に供されていた宅地等を除く）（400㎡）　80% 　※相続人等が相続税の申告期限（相続開始後10ヶ月）まで事業又は居住を継続する必要がある。

		※平成27年1月1日以後の相続・遺贈については、居住用宅地と事業用宅地（不動産貸付を除く）の完全併用が可能 ③ 不動産貸付の用に供されていた宅地等（200㎡） 50%
	租特法 §70の６の10	○ 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度 個人事業者が相続により事業用資産を取得し、事業を継続していく場合の課税の特例措置 認定相続人が、平成31年１月１日から令和10年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。
登録免許税	租特法 §80③	○ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 中小企業等経営強化法に規定された認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った場合における不動産に係る登録免許税を軽減する（令和6年3月31日まで)。 不動産の所有権移転の登記 ・事業に必要な資産の譲受けによる移転の登記 2.0% → 1.6% ・合併による移転の登記 0.4% → 0.2% ・分割による移転の登記 2.0% → 0.4%
印紙税	印紙税法 §５ 別表第一:四	○ 生活衛生同業組合，生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会が作成する出資証券に対する非課税

２　地方税

税　　目	根拠法令条項	内　　容
法人住民税 道府県民税 市町村民税	地方税法 §52① §53① §312① §321の8①	○　全国生活衛生営業指導センター又は都道府県生活衛生営業指導センターの均等割について、最低税率（道府県民税2万円、市町村民税5万円）で課税される。なお、収益事業を行わない公益法人等については、条例により課税免除の制度を設けている自治体もある。 法人税割について、収益事業についてのみ課税となる。
事　業　税	地方税法 §72の5①5 §72の24の7	⑴　非課税措置 非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業部分 ⑵　標準税率 出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合は特別法人とされ，標準税率は以下のとおり ①　所得のうち年400万円以下の金額　3.5% ②　所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得　4.9% ※特別法人事業税（国税）が創設され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税と合わせて申告納付。特別法人の税率は34.5%
固定資産税	地方税法 §348④	○　組合の事務所等 生活衛生同業組合，生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業組合中央会が所有し，かつ，使用する事務所及び倉庫については非課税
	地方税法 §367	○　減免措置 生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて，各市町村における自主的な判断により固定資産税を減免
	平成12年4月1日　自治固第24号・自治省税務局固定資産税課長通知	○　公衆浴場業，旅館・ホテル業（以下「公衆浴場業等」という）の用に供する固定資産税に係る軽減 ・公衆浴場業等の用に供する固定資産について，当該固定資産税に係る税額の2/3相当額の軽減 ・高齢者，障害者に対する福祉入浴サービスを提供し，一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）業等については，これを1/6に軽減
事業所税	地方税法 §701の34② §701の34③四 令§56の25	○　非課税措置 ・物価統制令の適用を受ける公衆浴場 ・非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業
	地方税法 §701の41①一 §701の41①九 令§56の60	○　軽減措置（税額の1/2を軽減） ・出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合が本来の事業の用に供する施設 ・ホテル，旅館業の用に供する施設（風俗営業法第2条第6項第4号に規定するもの（モーテル，ラブホテル等）を除く）のうち，客室，宿泊客の利用する食堂，広間等
不動産取得税	地方税法 附則11⑭	○　中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 中小企業等経営強化法に規定された認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った場合における不動産に係る不動産取得税を軽減する。(令和6年3月31日まで) ・土地・住宅　3.0% →取得した不動産価格の1/6に相当する額を控除 ・住宅以外の家屋 4.0% →取得した不動産価格の1/6に相当する額を控除

3　令和元年度以降の改正の経緯

○平成31年度税制改正

1　国税関係

⑴　生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、その適用期限を２年延長する。

⑵　生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減（法人税）

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置については適用期限をもって廃止する。なお、令和５年３月31日までの間、現行の割増率10%に対して１年ごとに５分の１ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

⑶　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（所得税、法人税）

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30％特別償却又は７％税額控除をすることができる措置について、その適用期限を２年延長する。

⑷　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（所得税、法人税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は７％の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を２年延長する。

⑸　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長（所得税、法人税）

商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善指導等に基づき喫煙専用室の設置等の経営改善設備を取得した場合等に、取得価額の30％特別償却又は７％税額控除をすることができる制度について、その適用期限を２年延長する。

⑹　個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（相続税、贈与税）

個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100％納税猶予する制度を創設する。

2　地方税関係

⑴　生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減（法人住民税、事業税）

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置については適用期限をもって廃止する。なお、令和５年３月31日までの間、現行の割増率10%に対して１年ごとに５分の１ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

⑵　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（法人住民税、事業税）

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30％特別償却又は７％税額控除をする

ことができる措置について、その適用期限を２年延長する。

⑶　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（法人住民税、事業税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は７％の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を２年延長する。

⑷　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長（法人住民税、事業税）

商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善指導等に基づき喫煙専用室の設置等の経営改善設備を取得した場合等に、取得価額の30％特別償却又は７％税額控除をすることができる制度について、その適用期限を２年延長する。

○令和２年度税制改正

1　国税関係

⑴　交際費課税の特例措置の延長（法人税）

交際費等の損金算入制度について、その適用期限を２年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例（対象法人からその資本金の額等が100億円を越える法人は除外）及び中小法人に係る損金参入の特例の適用期限を２年延長する。

⑵　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（所得税，法人税）

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）できる特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を２年延長する。

①対象法人から連結法人を除外する。

②対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下に引き下げる。

⑶　中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（登録免許税）

中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る登録免許税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

2　地方税関係

⑴　交際費課税の特例措置の延長（法人住民税、事業税）

交際費等の損金算入制度について、その適用期限を２年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例（対象法人からその資本金の額等が100億円を越える法人は除外）及び中小法人に係る損金参入の特例の適用期限を２年延長する。

⑵　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（個人住民税、法人住民税、事業税）

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）できる特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を２年延長する。

①対象法人から連結法人を除外する。

②対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下に引き下げる。

⑶　中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（不動産取得税）

中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲

受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

○令和３年度税制改正

１　国税関係

⑴　生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、取得価額要件を400万円以上（現行：200万円以上）に引き上げた上、その適用期限を２年延長する。

⑵　中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設（所得税、法人税）

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税②雇用確保を促す税制③準備金の創設を認める措置を創設する。

⑶　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（所得税、法人税）

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30％特別償却又は７％税額控除をすることができる措置について、対象となる業種に料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する業種（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）等を追加した上で、その適用期限を２年延長する。

⑷　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（所得税、法人税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は７％（資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%）の税額控除をすることができる措置について、「経営資源集約化設備（Ｄ類型）」を追加した上で、その適用期限を２年延長する。

２　地方税関係

⑴　中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設（個人住民税、法人住民税、事業税）

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税②雇用確保を促す税制③準備金の創設を認める措置を創設する。

⑵　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（法人住民税、事業税）

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30％特別償却又は７％税額控除をすることができる措置について、対象となる業種に料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する業種（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）等を追加した上で、その適用期限を２年延長する。

⑶　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（法人住民税、事業税）

中小企業経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は７％（資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%）の

税額控除をすることができる措置について、「経営資源集約化設備（Ｄ類型）」を追加した上で、その適用期限を２年延長する。

〇令和４年度税制改正

１　国税関係

⑴　交際費課税の特例措置の延長（法人税）

交際費の損金不算入制度について、その適用期限を２年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を２年延長する。

⑵　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（所得税、法人税）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上、その適用期限を２年延長する。

⑶　中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（登録免許税）

中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る登録免許税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

⑷　新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を１年延長する（適用期限を2023年３月31日まで延長する）。

２　地方税関係

⑴　交際費課税の特例措置の延長（法人住民税、事業税）

交際費の損金不算入制度について、その適用期限を２年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を２年延長する。

⑵　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（個人住民税、法人住民税、事業税）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上、その適用期限を２年延長する。

⑶　中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（不動産取得税）

中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。